

議案第19号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年3月6日

三朝町長 松浦弘幸

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和45年三朝町条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(服務規律)</p> <p>第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。また、招集を受けない場合であっても、<u>災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第12条 <u>団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。</u></p> <p><u>2 団員には、別表第1に定める年額報酬を支給する。</u></p>	<p>(服務規律)</p> <p>第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。また、招集を受けない場合であっても、<u>水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</u></p> <p>(報酬)</p> <p>第12条</p> <p>団員には、別表第1に定める報酬を支給する。</p> <p><u>2 団員が退職、免職その他の理由によりその職を失ったとき、又は死亡したときは、その日の属する月の末日まで報酬を支給する。</u></p> <p><u>3 前項の規定による報酬の額は、第1項の規定にかかわらず、その年の報酬の算定となる期間を基</u></p>

礎として月割りにより計算された額を支給する。  
この場合において、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 年額報酬の支給については、三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年三朝町条例第3号）第3条から第5条までの規定を準用する。この場合において、同条例第5条中「第2条」とあるのは、「三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和45年三朝町条例第30号）第12条第2項」と読み替えるものとする。

4 団員が災害、警戒、訓練その他消防団活動の職務に従事する場合には、別表第2に定める出勤報酬を支給する。

（費用弁償）

第13条

団員が公務のために旅行するときは、団長については特別職の職員で常勤のもの、その他の団員については常勤の一般職の職員の例により旅費を支給する。

別表第1（第12条関係）

階級	年額報酬
略	
副地区団長	50,500円
地区本部長	50,500円
分団長	50,500円
副分団長	45,500円
部長	37,000円
班長	37,000円
団員	36,500円

別表第2（第12条関係）

災害の場合	1日につき	8,000円
警戒、訓練その他消防団活動の場合	1日につき	4,000円

（費用弁償）

第13条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、別表第2に定める費用弁償を支給する。

2 前項の場合を除き団員が公務のために旅行するときは、団長については特別職の職員で常勤のもの、その他の団員については常勤の一般職の職員の例により旅費を支給する。

別表第1（第12条関係）

階級	年報酬
略	
副地区団長	49,000円
地区本部長	45,000円
分団長	22,000円
副分団長	19,000円
部長	17,000円
班長	15,000円
団員	14,000円

別表第2（第13条関係）

水火災の場合	1回につき	4,300円
	4時間を超えて従事する場合1回につき	5,400円
警戒の場合	1回につき	4,300円
訓練の場合	1回につき	4,300円
その他団長が招集する場合	1回につき	4,300円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。